

教総第1266号
教職第895号
令和6年11月13日

本庁の各課長
各教育事務所長 様
各教育機関の長

教 育 長

「懲戒処分の指針」の一部改正について（通知）

職員に対する懲戒処分については、「懲戒処分の指針（平成18年2月1日施行）」に基づき行っているところですが、飲酒運転に係る交通法規違反等に関して、別添のとおり指針の一部を改正しました。

飲酒運転は死亡事故につながる危険性がきわめて高い重大な違法行為であり、「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」において、職員が県民に範を示すべき立場として率先して飲酒運転根絶に取り組むとしていることから、酒気帯び運転をした職員や、飲酒運転であることを知りながら同乗していた職員等も含め、原則として免職の取扱いとするものです。

については、下記の事項について所属職員に周知するとともに、各所属においては別添「啓発用カード」を積極的に活用し、勤務時間の内外に関わらず飲酒運転の絶対禁止について改めて周知徹底するようお願いします。

記

1 改正内容

(1) 運転者

飲酒運転（酒酔い及び酒気帯び運転）をした職員は、免職とする。

(2) 同乗者等

飲酒運転であることを知りながらその車両に同乗していた職員、又は飲酒をすすめた上、飲酒運転を止めなかった職員は、免職とする。

2 適用

令和6年11月14日以降に発生した事案から適用する。

3 その他

飲酒運転は、自動車や自動二輪車のみならず、自転車、電動キックボード等を含む全ての車両の運転に該当することに留意すること。